Patent



特許業務法人 藤本パートナーズ 久米 哲史◇弁理士



特許料等の減免制度が新しくなり、中小企業にとって使いやすくなったと聞きました。新し なった減免制度について教えてください。

(静岡県 Y. T)



1. 特許料等の減免制度

特許料等の減免制度は、中小 企業や研究機関等による特許権取得を 促進するため、さまざまな法律に基づ いて設けられた制度です。これらの制 度を利用すれば、審査請求料、特許料 (第1年分から第10年分) が2分の1 以下に軽減されます。

しかしながら、従来はこれらの制度 の適用を受けようという中小企業から 見ても、対象が研究開発型企業のよう な一部の中小企業等に限られているう え、軽減申請書や証明書の提出など手 続き上の煩雑さもあって、使いやすい 制度とはいえませんでした。

平成31年4月1日より施行された 改正特許法に規定される新減免制度 (特許法109条の2) では、これまで 各種法律に定められていた減免制度が 整理されるとともに適用対象の拡大と 手続きの大幅な簡素化も行われ、非常 に有用な制度に変わりました。

2. 新減免制度の改良点

(1) 適用対象の拡大

新減免制度では、適用対象となる中 小企業の限定がなくなり、全ての中小 企業(個人事業主を含む)が特許料等 の軽減措置を受けられます。

中小企業に該当するかどうかは、資 本金および従業員数により判断されま す (特許法109条の2第2項1~5 号)。これらは業種によって異なり、 例えば、製造業の場合は資本金3億円 以下または従業員数300人以下の企業 が該当します。

さらに、法人格を有する組合やNPO 法人も適用対象となりました(同6~ 9号)。その他、従来の制度において 対象であった研究機関等(同3項各号) についても引き続き対象となります。

なお、上記に該当しても、大企業に 支配されている場合には適用対象とな らないことに注意が必要です。

(2) 手続きの簡素化

新減免制度では、従来必要であった 軽減申請書や証明書等の提出が不要に なり、出願審査請求書等に減免を受け る旨を記載するだけで適用を受けられ るようになりました。旧減免制度下で 一部の対象者が行っていた経済産業局 等への申請手続きも不要です。

また、共同出願の場合には、旧減免 制度では必要であった持ち分を証明す る書面の提出も不要になりました。

3. 国際出願に係る手数料の軽減措置

さらに、平成31年4月1日より施 行された改正国際出願法によって、前 記の中小企業、研究機関等の対象者 は、日本語の国際出願に係る手数料 の軽減措置を受けることができるよ うになりました(国際出願法18条の 2)。これらの対象者が軽減措置を受 けた場合、送付手数料・調査手数料・ 予備審査手数料が2分の1に軽減さ れます。

軽減申請を行うには、願書または予 備審査請求書と同時に、必要事項を記 載した軽減申請書を提出します。証明 書等の提出は不要です。

4. 新減免制度が適用される出願

審査請求料、特許料については、平 成31年4月1日以降に審査請求した 出願が、新減免制度の対象です。それ 以前に審査請求した出願は、特許料の 納付がそれ以降であっても、旧減免制 度が適用されます。

国際出願に係る手数料については、 平成31年4月1日以降に特許庁が受 理する日本語の国際出願が、新減免制 度の対象です。